市町村コード					
1	4	2	1	4	0

神奈川県伊勢原市

令和７年度
個人住民税（市民税・県民税）
特別徴収の事務手引き

- 地方税共通納税システムを利用して、個人住民税を納付することができます。詳しくは6ページを参照ください。

目　次

1　個人住民税とは…… 1

2　特別徴収の義務…… 1

(1) 特別徴収義務者の指定 …… 1

(2) 対象になる方 …… 1

(3) 給与支払報告書の提出 …… 1

(4) 特別徴収税額決定通知書の送付 …… 2

(5) 納期と納入方法 …… 3

(6) 税額の変更通知 …… 3

(7) 退職者・休職者の徴収方法 …… 3

(8) 異動届の提出 …… 4

(9) 退職所得に係る住民税の特別徴収 …… 4

3　納入書取扱上の注意…… 5

4　伊勢原市への納入方法等について…… 6

(1) 伊勢原市への納入方法 …… 6

(2) 納期限 …… 6

(3) 納期限後の納付について …… 6

(4) 納期の特例について …… 6

(5) 取扱金融機関等 …… 7

(6) ゆうちょ銀行・郵便局から納入する場合 …… 7

5　異動届出書等（各種様式）について…… 8

個人住民税の特別徴収推進に関する九都県市共同アピール

個人住民税（個人市区町村民税・個人都県民税）は、地方公共団体の行政サービスを支える貴重な財源であり、その確保は極めて重要な課題です。

給与所得者の個人住民税は、原則として、所得税の源泉徴収と同様、事業者（給与支払者）が給与から差し引いて納税（特別徴収）することが地方税法で義務付けられています。

しかし、個人住民税の特別徴収は必ずしも十分に徹底されていない状況にあるため、九都県市では、関係団体や事業者への周知活動を行うなど、それぞれ特別徴収の推進に取り組んできました。

現在、首都圏では、多くの通勤者が都県域を越えて行き交っており、特別徴収を効果的に推進するためには、九都県市が一体となって取り組むことが必要です。

このため、九都県市は連携協力して、納税の公平を図り、安定した税収を確保するため、個人住民税の特別徴収を推進します。

平成２６年１１月２０日

埼玉県知事　上田　清司
千葉県知事　森田　健作
東京都知事　舛添　要一
神奈川県知事　黒岩　祐治
横浜市長　林　文子
川崎市長　福田　紀彦
千葉市長　熊谷　俊人
さいたま市長　清水　勇人
相模原市長　加山　俊夫

1　個人住民税とは

神奈川県や市町村などの地方公共団体は、私たちが豊かで健康な暮らしができるよう、福祉・保健・教育・消防・ごみ・公園・道路等日々の生活の広い範囲にわたり様々な仕事をしています。

個人住民税は、私たちの日常生活に身近な関わりを持つ仕事のための費用を住民がその能力に応じて分担し合うという性格の税金で、言わば住民として暮らしていくために負担しなければならない会費のようなものとも言えます。

この個人住民税は、県民税分と市町村民税分を一括して市町村が課税し徴収しています。

2　特別徴収の義務

個人住民税の特別徴収とは、事業者（給与支払者）が、毎月従業員（納税義務者）に支払う給与から個人住民税を徴収（差し引き）し、従業員に代わって、従業員の住所地の市町村へ納入していただく制度です。

所得税の源泉徴収義務のある事業者は、従業員の個人住民税についても給与から差し引きして納めること（特別徴収）が法律等で義務付けられています。

(1) 特別徴収義務者の指定

地方税法第41条、第321条の４及び第328条の５第１項の規定により、所得税の源泉徴収義務がある事業者は、市町村から特別徴収義務者に指定されます。

（給料日の間隔が一月を超える、又は給与から住民税額が引ききれないなどの特別な理由がない限り、普通徴収（※）は認められません。）

※普通徴収とは、主として事業所得がある方などが市町村から送付される納税通知によって納める方法のことです。 納期は年４回（6、8、10、１月）。

《神奈川県内市町村の特別徴収事務の流れ》

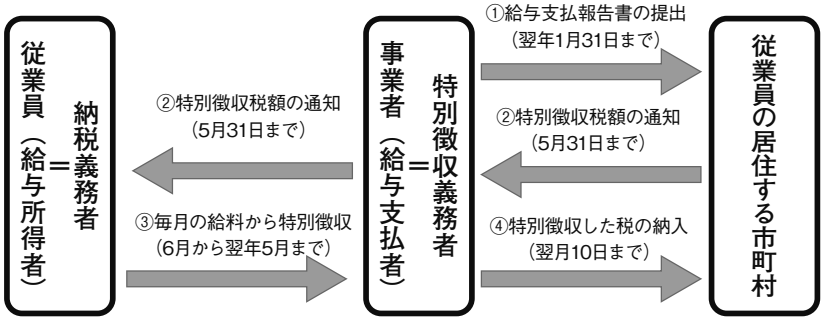

(2) 対象になる方

前年中（１月１日～12月31日）に課税対象所得があり、**本年４月１日現在において、事業者（特別徴収義務者・給与支払者）から給与の支払いを受けている方**が対象です。

(3) 給与支払報告書の提出

事業者（給与支払者）は、毎年１月31日までに従業員（給与所得者）が１月１日時点でお住まいの市町村（住民税担当課）に給与支払報告書個人別明細書、給与支払報告書総括表及び普通徴収切替理由書（普通徴収となる従業員がいる場合）を提出します。

普通徴収に該当する方がいる場合には、その従業員の給与支払報告書個人別明細書の摘要欄に普通徴収に該当する理由の符号（普Ａ～Ｆ）を記入してください。

また、給与支払報告書総括表に記入した普通徴収該当人数と一致するよう「普通徴収切替理由書」に該当理由に基づく人数を記入して提出してください。

なお、年の途中で退職した方についても提出してください。

※　eLTAX（エルタックス/電子申告）で提出する場合については、Ｐ．２を参照してください。

《普通徴収切替理由書の標準的な様式例》

普 通 徴 収 切 替 理 由 書

市町村名		指定番号	
事業者名			

符号	普通徴収切替理由	人数
普A	総従業員数が2名以下 （下記「普B」～「普F」に該当する全ての（他市町村分を含む）従業員数を差し引いた人数）	人
普B	他の事業所で特別徴収（例：乙欄適用者）	人
普C	給与が少なく税額が引けない（例：年間の給与支払額が100万円以下）	人
普D	給与の支払が不定期（給与の支払いが毎月でない）	人
普E	事業専従者（個人事業主のみ対象）	人
普F	退職者又は退職予定者（5月末日まで）、休職者	人
合　計		人

○ 普通徴収とする場合は、個人別明細書の摘要欄に該当する符号（普A、普Bなど）を記入してください。
○ この普通徴収切替理由書の提出がない場合、原則どおり、特別徴収対象者となります。

総括表の「15報告人員」内「②普通徴収切替理由書の合計人数」欄に、この人数を記入してください。

【普通徴収切替理由書の記入記載要領】（作成例）

1 この普通徴収切替理由書は、当面、普通徴収を認める基準（普A～普F）を示すものです。
2 当面、普通徴収を認める基準に該当し、かつ普通徴収を希望する方がいる場合は、該当する理由の右側「人数」欄に、人数を記入し、給与支払報告書と併せて提出してください。
3 特別徴収に該当する方と普通徴収に該当する方がある場合は、仕切書として普通徴収の方の個人別明細書の上に挿入し総括表や他の個人別明細と合冊して提出してください。
4 普Bは、主たる給与から合算されて特別徴収となる乙欄適用者などが対象となります。
5 eLTAX等の電子媒体で給与支払報告書を提出する場合は、該当する方の「普通徴収」欄に必ずチェックを入力してください。また、摘要欄に該当する普通徴収切替理由の符号（普B、普Cなど）を記入願います。（普通徴収切替理由書の添付は不要です。）

≪提出時のつづり方≫

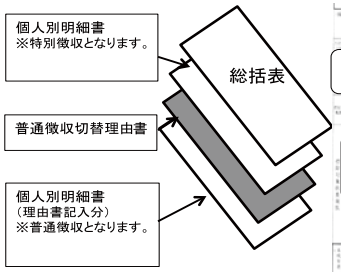

≪個人別明細書記載例≫

■eＬＴＡＸ（エルタックス／電子申告）で給与支払報告書を提出する場合

該当する方の「普通徴収」欄に必ずチェックし、次のとおり御対応ください。

①普通徴収該当理由のうち「普Ａ　総従業員数が２名以下」に該当する場合は、給与支払報告書個人別明細書の摘要欄に記号「普Ａ」を記入してください。

②普通徴収該当理由の普Ｂから普Ｆに該当する従業員の方がいる場合は、給与支払報告書個人別明細書の摘要欄に記号「普Ｂ～普Ｆ」を記入してください。

③普通徴収切替理由書の添付は不要です。

（4）特別徴収税額決定通知書の送付

個人住民税特別徴収の徴収期間は、６月から翌年５月までの12ヶ月です。市町村は提出された給与支払報告書とその他資料を基に税額を計算し、毎年５月末日までに下記の書類を事業所等に送付します。

① 特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）
② 特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）
③ 納入書（月毎に１枚、計12枚）
④ 特別徴収の事務手引き

○令和６年５月から特別徴収税額通知の電子正本での送付が義務化されました。

令和６年５月送信分より電子正本での特別徴収税額通知の御希望をいただいた特別徴収義務者の方に対して送付する特別徴収税額通知は、電子正本での送付が義務化されました。電子正本での送付の義務化に伴い、副本の送信は令和５年度で終了となりました。

《特別徴収税額の本人への通知》

事業者に送付された「特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）」を個々の従業員に交付していただきます。

※令和６年度課税分の個人住民税より電子により交付が可能となりました。

(5) 納期と納入方法

特別徴収した個人住民税の納期限は、月割額を徴収した月の翌月10日です。
（この日が土・日曜日、又は祝日の場合は、その次の平日となります。）

従業員の給与から「特別徴収税額の決定通知書」に記載の税額を差し引きし、市町村ごとにとりまとめ、市町村から送付される納入書等で納入します。**所得税と違い、税額の計算をする手間がありません。**

なお、区域外のゆうちょ銀行・郵便局で納入される場合は、各市町村で発行する「郵便局指定通知書」が必要になります（従業員の方の住所地である市町村にお問い合わせください）。

※詳しい納入方法につきましては、Ｐ．６を参照してください。

★納期の特例（年２回納入）

給与の支払いを受ける者が常時10人未満の事業所は、申請により市町村長の承認を受けることにより、毎月の納入から年２回の納入に変更することができます。

個人住民税の特別徴収分の**６月から11月までの分を12月10日までに、12月から翌年５月までの分を６月10日まで**に納入する「納期の特例」を御利用いただくことができます。

※　この特例は納期に関する特例になりますので、従業員の方の給与からは毎月差し引いてください。

※　当該市町村の徴収金の滞納があり、納入に支障が生ずる恐れがあると認められる場合は、申請が認められない場合があります。

※　承認後、給与の支払いを受ける者が常時10人未満でなくなった場合には、遅滞なくその旨及び必要な事項を記載した届出書を市町村長に提出しなければなりません。

(6) 税額の変更通知

納税義務者の期限後申告や給与支払報告書の訂正、所得・控除内容の調査結果により通知済の特別徴収税額に変更が生じた場合は、「特別徴収税額の変更通知書」が送付されますので、通知された変更月から徴収金額を変更していただきます。

(7) 退職者・休職者の徴収方法

○　**６月１日から12月31日までに退職等をした場合**

特別徴収できなくなった残りの税額は、普通徴収への切替えとなって納税義務者本人に納付していただきます。利便性と納税の円滑化を考慮し、納税義務者の申し出又は了解を得て、退職時に支払いをする給与又は退職手当等から一括徴収（※）していただくこともできます。

※　一括徴収とは、退職者等の未徴収税額の全部を最後の給与、退職手当等から差し引いて納入する方法

○　**翌年１月１日から４月30日までに退職等をした場合**

地方税法第321条の５第２項により、**特別徴収できなくなる税額は、本人の申し出がなくても、５月31日までの間に支払いをする給与又は退職手当等から一括徴収することになっています。**（一括徴収すべき金額が退職手当等の金額を超える場合は、この限りではありません。）

※　５月退職の場合も、最終月分として特別徴収により納入していただきます。

(8) 異動届の提出

退職、休職等によって給与の支払いを受けなくなった方がいる場合は、地方税法第321条の５第３項の規定により、必ず、その事由が発生した日の属する月の**翌月10日までに市町村に異動届を提出**してください。

異動届の提出が遅れると、退職者、休職者などの税額が特別徴収義務者の滞納額となったり、税額変更や普通徴収への切替え処理が遅れる結果、納税義務者に対して一度に多額の住民税の納付義務を負わせてしまう恐れがありますので必ず厳守してください。

Ｐ３「**(7) 退職者・休職者の徴収方法**」のとおり、徴収方法が切替わることを納税義務者（退職・休職される従業員）に伝えてください。

なお、一括徴収・普通徴収・特別徴収継続の異動届の書き方は、各市町村にお問い合わせください。

(9) 退職所得に係る住民税の特別徴収

退職所得に係る住民税は、毎月給与から差引きしている住民税とは区分して計算します。

退職所得に対する個人の住民税については、退職手当等が支払われる際に支払者が税額を計算し、退職手当等の支払金額からその住民税額を差し引いて納入(特別徴収)することとされています。

このように他の所得と区分して課税される退職所得に対する個人の住民税を「分離課税に係る所得割」といいます。

納入していただく市町村は、退職手当等の支払いを受けるべき日（通常は退職日）の属する年の１月１日現在における住所地の市町村です。

＜退職所得に係る住民税額の計算方法＞

同一年中に２以上の退職手当等の支払いを受ける場合は、これらの合計額について算定される退職所得の金額において計算します。

ア　退職所得の金額

（ア）退職所得の金額

a 退職所得の金額＝（収入金額－退職所得控除額）×１／２（※１）

b 退職所得の金額＝

150万円＋｛収入金額－（300万円＋退職所得控除額）｝（※２）

（a、b共に1,000円未満の端数切捨て）

（イ）退職所得控除額の計算（※３）

a 勤続年数が20年以下の場合

40万円×勤続年数（80万円に満たないときは、80万円）

b 勤続年数が20年を超える場合

800万円＋70万円×（勤続年数－20年）

※１　勤続年数５年以内の法人役員等については「１／２」は適用されません。

※２　bは法人役員等以外で勤続年数５年以下の者が支払いを受ける収入金額から退職所得控除額を控除した残額が300万円を超える場合に適用されます。

※３　退職手当等の支払いを受ける者が在職中に障害者に該当することになり退職した場合は、上記a又はbの金額に100万円を加算した金額が控除されます。

イ　特別徴収すべき税額の計算

退職所得の金額に、税率10％（市町村民税：６％と県民税:４％）を適用して計算します。

※　特別徴収すべき税額に、100円未満の端数がある場合は、それぞれの100円未満の端数を切り捨てます。

ウ　納入の手続き

退職手当の支払者は、特別徴収した税額を「市町村民税･道府県民税納入申告書」に所要事項を記入し、その申告書を徴収した月の翌月10日までに、それぞれの市町村長に提出し、申告した税額を同日までに市役所・町村役場、指定金融機関又は収納代理金融機関にて納入書により納入してください。

3　納入書取扱上の注意

市民税・県民税額特別徴収税額の納入につきましては、ＯＣＲ（光学式文字読取装置）により処理いたします。当初の特別徴収税額を通知するにあたり、納入書に税額を印刷して送付いたします。

納入書に表記された税額に変更がない場合は何も記入せずそのまま納入してください。

年度の途中で特別徴収税額が変更になるときは、右の記入例のように納入金額(1)欄記載の金額を二重線で抹消してください。抹消後、納入金額(2)右の、給与分・退職所得分・延滞金欄の該当する欄に変更後の金額を記入し、合計額欄には給与分・退職所得分・延滞金欄に記入した金額の合計額を記入してください。変更後の特別徴収税額の納入書は送付いたしません。

税額に変更がない場合の留意点

・給与分、退職所得分、延滞金、合計額欄には何も記入せず、そのまま納入してください。

税額が変更となる場合の留意点

・黒色のボールペンを使用してください。
・枠内にはっきり、丁寧に記入してください。
・該当金額が「０」の場合は何も記入せず空欄としてください。
・「¥」等、記号は使用しないでください。
・訂正印は使用しないでください。
・右の記入例のように「納入金額（1）」欄内には金額の抹消のみ行ってください。修正後の金額等の記入は不要です。

※ 納入書をお送りしていない事業所の場合は、このページは関係ありません。
（納入税額が変更となる場合の記入例）

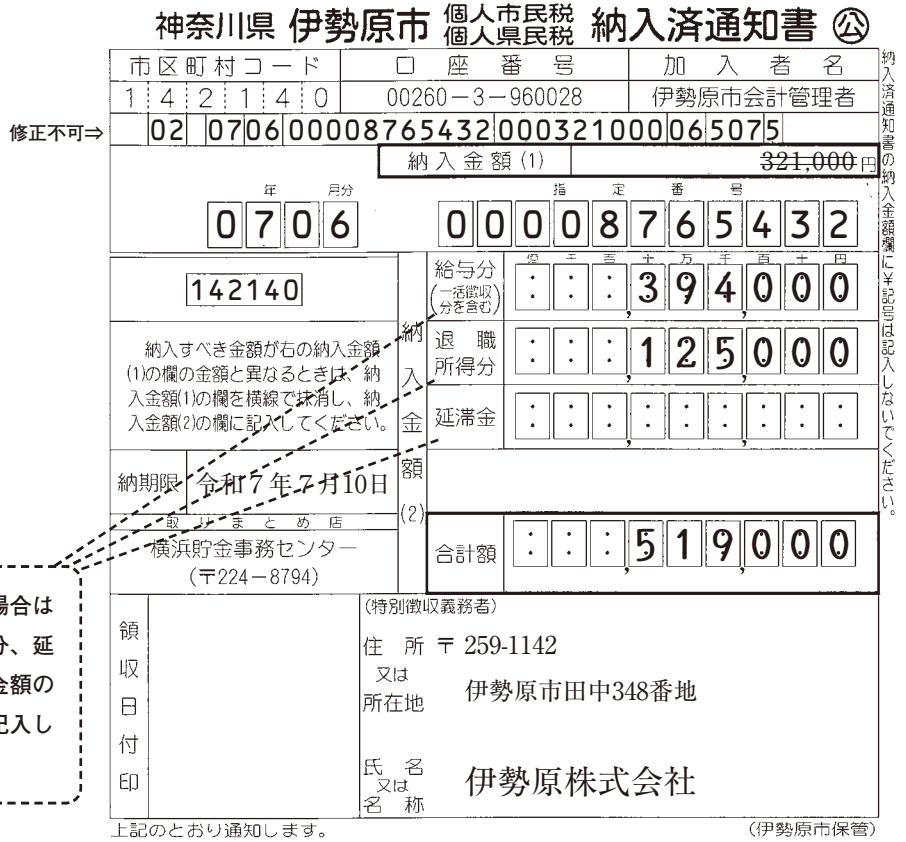

税額が変更となる場合は給与分、退職所得分、延滞金欄に記入した金額の合計を合計額欄に記入してください。

※参考　番号法とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年５月31日法律第27号）をいいます。

４　伊勢原市への納入方法等について

(1) 伊勢原市への納入方法

ア　地方税共通納税システム

eLTAXを利用して、個人住民税（特別徴収分、退職所得分）等を複数の地方公共団体に対して、一度の操作で電子的に納税することのできるシステムです。

地方公共団体や金融機関の窓口に出向くことなく、手数料無料で自宅やオフィスのパソコンからインターネットを通じて納税することができます。

＜ｅＬＴＡＸ（エルタックス）の利用に関するお問合せ先＞
【電話】
０５７０－０８１４５９
上記の電話番号でつながらない場合
０３－６７４５－０７２０
受付　９：００～１７：００（土日祝日、年末年始を除く）
【ホームページ】
https://www.eltax.lta.go.jp/

イ　納入書

御希望の特別徴収義務者の方へ、特別徴収税額決定通知書に同封して送付します。

※金融機関の住民税納付サービス等を御利用いただく場合は、下記の市町村コードを参考にしてください。

市町村コード					
1	4	2	1	4	0

(2) 納期限

納期限は月割額を徴収した月の翌月10日（10日が休日のときは、その翌日。金融機関休業日の場合には、翌営業日）です。

(3) 納期限後の納付について

納期限を過ぎた場合、その翌日から納入の日までの期間に応じ、納入すべき税額(1,000円未満の端数があるときはその端数を、納入額が2,000円未満であるときはその全額を切り捨てます。)に延滞金特例基準割合※1に年７.３％を加算した割合※2（その納期限の翌日から１か月を経過するまでの期間については延滞金特例基準割合に年１％を加算した割合※3）で計算した額の延滞金を合算して納めていただきます。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。ただし、延滞金の額が1,000円未満のときはその全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てます。

※1　延滞金特例基準割合とは、各年の前々年の９月から前年の８月までの各月における銀行の新規の短期貸付約定平均金利の合計を12で除して算出した割合として財務大臣が告示する割合に年１％を加算した割合です。なお、令和７年１月１日時点の延滞金特例基準割合は、１.４％です。
※2　延滞金特例基準割合が年７.３％を超える場合は、年１４.６％の割合となります。
※3　延滞金特例基準割合に年１％を加算した割合が年７.３％を超える場合は、年７.３％の割合となります。

(4) 納期の特例について

納期の特例は、市民税・県民税の特別徴収義務者で、給与の支払を受けるものが（伊勢原市内、市外を問わず）常時10人未満である場合に、市長の承認を受けることにより、特別徴収税額を年２回（６月から11月分までの納入については12月10日納期、12月から翌年５月分までの納入については翌年６月10日納期）に分けて納入することができる制度です。

納期の特例を希望される場合については、巻末に綴り込んである『納期の特例に関する承認申請書』を提出してください。

（5） 取扱金融機関等

取　扱　金　融　機　関　等	
伊勢原市役所（銀行派出所）	平塚信用金庫
横浜銀行	さがみ信用金庫
湘南農業協同組合	スルガ銀行
中栄信用金庫	中央労働金庫
中南信用金庫	きらぼし銀行
ゆうちょ銀行・郵便局（神奈川県、東京都、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、山梨県内の各ゆうちょ銀行・郵便局）	

５　異動届出書等（各種様式）について

異動があった場合は、速やかに提出してください。
次ページ以降に掲載する異動届出書などについては、伊勢原市役所のホームページよりダウンロードできます。

伊勢原市公式ホームページ内

特別徴収義務者用様式　検索

［提出先］
〒２５９-１１８８
神奈川県伊勢原市田中３４８番地
伊勢原市役所　市民税課　宛

（１）　給与支払報告特別徴収に係る給与所得者異動届出書
↳ 納税義務者の方が(退職、転勤、休職、育休など)をした場合

（２）　特別徴収切替届出（依頼）書
↳ 納税義務者の方が就職をした場合

（３）　特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書
↳ 会社名の変更や、会社住所、住民税関係書類の送付先が変更となった場合

（４）　給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書
↳ 特別徴収税額を年２回に分けて納入する場合　※給与の支払を受けるものが、(伊勢原市内・市外を問わず)常時１０人未満の事業所に限る

（５）　給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書
↳ 納期の特例の承認を受けた事業所が、常時１０人以上雇用するようになった場合等

《注意事項》

・納期限が過ぎている普通徴収分については、特別徴収に変更できません。
・この申請書は毎月末日締めで処理を行い、税額の変更を伴う申請については、翌月の中旬に伊勢原市から事業所宛てに税額通知書を送付します。切替申請書に記入する特別徴収の開始月は、このことを考慮した上で記入してください。
・**１／１～４／３０までの異動により特別徴収を継続できなくなった場合については、本人の申し出の有無にかかわらず一括徴収が義務づけられています。**

退職・休職等（死亡退職は除く）

異動届出書の書き方（一括徴収の場合）

給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

年度	1．現年度　2．新年度　3．両年度

伊勢原市長 殿

令和XX年〇〇月△△日提出

給与支払者（特別徴収義務者）

所在地	〒012-3456 〇〇県XX市△△1-2-3
フリガナ	カ）マルバツショウジ
氏名又は名称	株式会社　〇X商事
個人番号又は法人番号	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 ←個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載

特別徴収義務者指定番号	8541234
宛名番号	1234
担当者 所属	人事課人事労務係
担当者 氏名	特徴　花子
担当者 電話	000-000-0000 内線（ 123 ）

給与所得者		（ア）特別徴収税額（年税額）	（イ）徴収済額	（ウ）未徴収税額（ア）－（イ）	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法
フリガナ	シミンゼイ　ジロウ						
氏名	市民税　二郎						
生年月日	昭和 50 年 1 月 1 日						
個人番号	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2						
受給者番号	123456	140,000円	6 月から 8 月まで 35,600円	9 月から 5 月まで 104,400円	XX 年 8 月 31 日	1（右から番号を記入）1．退職 2．転勤 3．休職・長欠 4．死亡 5．支払少額・不定期 6．合併・解散 7．その他（事由・理由）	2（右から番号を記入）1．特別徴収継続 2．一括徴収 3．普通徴収（本人納付）
1月1日現在の住所	神奈川県伊勢原市△△3-2-1						
異動後の住所	同上						

1．特別徴収継続の場合

新しい勤務先（特別徴収義務者）

特別徴収義務者指定番号	
所在地	〒
フリガナ	
氏名又は名称	

新しい勤務先へは、月割額＿＿＿＿＿＿円を

□ 月分（翌月10日納入期限分）から

徴収し、納入するよう連絡済みです。

内線（　　）　不要

8月末で退職した給与所得者の徴収税額を、9月分で一括して納入する場合
（ア）特別徴収税額（年税額）140,000円（6月から翌年5月分）
（イ）徴収済額　35,600円（6月から8月分）
（ウ）未徴収税額　104,400円（9月から翌年5月分）
↑
一括徴収税額（納入額と同額）

一括で徴収した税額を納入する月
※1月以降の退職の場合は、原則一括徴収が基本になります。

2．一括徴収の場合

理由 1（右から番号を記入）

1．異動が令和〇年12月31日までで、一括徴収の申出があったため

2．異動が令和　年１月１日以降で、特別徴収の継続の申出がないため

徴収予定月日	徴収予定額（上記（ウ）と同額）
9 月 20 日	104,400 円

左記の一括徴収した税額は、9 月分（翌月10日納入期限分）で納入します。

3．普通徴収の場合

理由 □（右から番号を記入）

1．異動が令和　年12月31日までで、一括徴収の申出がないため

2．令和　年５月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため

3．死亡による退職であるため

※市町村記入欄

赤字で記載してある箇所を記入してください。

給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

年度	1．現年度　2．新年度　3．両年度

伊勢原市長 殿

令和　年　月　日提出

給与支払者（特別徴収義務者）	所在地	〒	特別徴収義務者指定番号
			宛名番号
	フリガナ		担当連絡者先 所属
	氏名又は名称		氏名
	個人番号又は法人番号	←個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載	電話　内線（　　）

給与所得者			（ア）特別徴収税額（年税額）	（イ）徴収済額	（ウ）未徴収税額（ア）－（イ）	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法
	フリガナ							
	氏名							
	生年月日	年　月　日						
	個人番号							
	受給者番号			□月から □月まで	□月から □月まで	□年 □月 □日	□ 右から番号を記入 1．退職 2．転勤 3．休職・長期欠勤 4．死亡 5．支払少額・不定期 6．合併・解散 7．その他 （事由・理由）	□ 右から番号を記入 1．特別徴収継続 2．一括徴収 3．普通徴収（本人納付）
	1月1日現在の住所							
	異動後の住所		円	円	円			

1．特別徴収継続の場合

新しい勤務先（特別徴収義務者）	特別徴収義務者指定番号	（新規）	法人番号	
	所在地	〒	担当者連絡先 所属	
	フリガナ		氏名	
	氏名又は名称		電話	内線（　　）

新しい勤務先へは、月割額＿＿＿＿＿＿円を □月分（翌月10日納入期限分）から徴収し、納入するよう連絡済みです。

受給者番号	
納入書の要否（新規の場合のみ記載）	□ 右から番号を記入 1．必要　2．不要

2．一括徴収の場合

理由		徴収予定月日	徴収予定額（上記（ウ）と同額）
□ 右から番号を記入	1．異動が令和　年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2．異動が令和　年１月１日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	月　日	円

左記の一括徴収した税額は、□月分（翌月10日納入期限分）で納入します。

3．普通徴収の場合

理由		※市町村記入欄
□ 右から番号を記入	1．異動が令和　年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2．令和　年５月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため 3．死亡による退職であるため	

記載要領

1　給与支払報告に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、市町村長に提出した給与支払報告書に記載された者のうち特別徴収税額がない者で、４月１日現在において給与の支払を受けなくなった者がある場合に４月15日までに関係市町村長に提出してください。

2　特別徴収に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、給与の支払を受けている者で、特別徴収税額のある給与の支払を受けなくなった場合にその受けなくなった日の属する月の翌月の10日までに関係市町村長に提出してください。ただし、４月２日から５月31日までの間に給与の支払を受けなくなった者の市町村民税をその年度から新たに特別徴収の方法によって徴収すべき市町村長に対する届出書は、その市町村長から特別徴収税額の通知があった日の属する月の翌月の10日までに提出してください。

3　「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「個人番号又は法人番号」欄には、給与支払者（特別徴収義務者）の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第16項に規定する法人番号をいう。）を記載してください。なお、個人番号を記載する場合には、左側を１文字空けて記載してください。

4　「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「特別徴収義務者指定番号」欄には、届出書を提出する関係市町村長により指定された特別徴収義務者指定番号を記載してください。

5　「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「宛名番号」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された宛名番号を記載してください。

6　「給与所得者」欄中の「個人番号」欄には、給与所得者の個人番号を記載してください。

7　「給与所得者」欄中の「受給者番号」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された受給者番号を記載してください。

8　「異動後の住所」欄には、異動後の住所を記載してください。異動後の住所が不明なときは、給与の支払を受けなくなった当時の住所を記載してください。

9　「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄は、次の要領により記載してください。

(1)　給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、枠内に「１」と番号を記入するとともに、「１．特別徴収継続の場合」欄に必要事項を記載してください。

(2)　退職後令和８年５月31日までに支払われる給与又は退職手当等から未徴収税額を一括徴収する場合には、枠内に「２」と番号を記入するとともに「２．一括徴収の場合」欄に必要事項を記載してください。（注　令和８年１月１日から４月30日までの間に、退職等により給与の支払を受けなくなった場合には、本人から一括徴収の申出がなくとも必ず一括徴収しなければなりません。）

(3)　(1)又は(2)に該当しない場合には、枠内に「３」と番号を記入するとともに、「３．普通徴収の場合」欄に、その理由を同欄に掲げているものから選び、該当する番号を枠内に記入してください。（注　同欄に掲げている理由に該当しない場合は、新しい勤務先において特別徴収の継続の申出がある場合を除き、特別徴収義務者は、必ず一括徴収しなければなりません。）

10　「１．特別徴収継続の場合」欄中の「特別徴収義務者指定番号」欄には、届出書を提出する関係市町村長により指定された特別徴収義務者指定番号を記載してください。これまでに同市町村長から指定されたことがない場合にあっては、「新規」を○で囲んでください。

11　「１．特別徴収継続の場合」欄中の「納入書の要否」欄には、「特別徴収義務者指定番号」欄の「新規」を○で囲んだ場合にのみ記載してください。

12　「２．一括徴収の場合」欄中の「徴収予定月日」欄には、一括徴収の対象となる給与又は退職手当等の支給月日を記載してください。

13　※印の欄は、記載しないでください。

給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

年度	1．現年度　2．新年度　3．両年度

伊勢原市長 殿

令和　年　月　日提出

給与支払者（特別徴収義務者）	所在地	〒	特別徴収義務者指定番号
			宛名番号
	フリガナ		担当連絡者先 所属
	氏名又は名称		氏名
	個人番号又は法人番号	←個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載	電話　内線（　　）

給与所得者			（ア）特別徴収税額（年税額）	（イ）徴収済額	（ウ）未徴収税額（ア）－（イ）	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法
	フリガナ							
	氏名							
	生年月日	年　月　日						
	個人番号							
	受給者番号			□月から □月まで	□月から □月まで	□年 □月 □日	□ 右から番号を記入 1．退職 2．転勤 3．休職・長期欠勤 4．死亡 5．支払少額・不定期 6．合併・解散 7．その他 （事由・理由）	□ 右から番号を記入 1．特別徴収継続 2．一括徴収 3．普通徴収（本人納付）
	1月1日現在の住所							
	異動後の住所		円	円	円			

1．特別徴収継続の場合

新しい勤務先（特別徴収義務者）	特別徴収義務者指定番号	（新規）	法人番号	
	所在地	〒	担当者連絡先 所属	
	フリガナ		氏名	
	氏名又は名称		電話	内線（　　）

新しい勤務先へは、月割額＿＿＿＿＿＿円を □月分（翌月10日納入期限分）から徴収し、納入するよう連絡済みです。

受給者番号	
納入書の要否（新規の場合のみ記載）	□ 右から番号を記入 1．必要　2．不要

2．一括徴収の場合

理由		徴収予定月日	徴収予定額（上記（ウ）と同額）
□ 右から番号を記入	1．異動が令和　年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2．異動が令和　年１月１日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	月　日	円

左記の一括徴収した税額は、□月分（翌月10日納入期限分）で納入します。

3．普通徴収の場合

理由		※市町村記入欄
□ 右から番号を記入	1．異動が令和　年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2．令和　年５月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため 3．死亡による退職であるため	

記載要領

1　給与支払報告に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、市町村長に提出した給与支払報告書に記載された者のうち特別徴収税額がない者で、４月１日現在において給与の支払を受けなくなった者がある場合に４月15日までに関係市町村長に提出してください。

2　特別徴収に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、給与の支払を受けている者で、特別徴収税額のある給与の支払を受けなくなった場合にその受けなくなった日の属する月の翌月の10日までに関係市町村長に提出してください。ただし、４月２日から５月31日までの間に給与の支払を受けなくなった者の市町村民税をその年度から新たに特別徴収の方法によって徴収すべき市町村長に対する届出書は、その市町村長から特別徴収税額の通知があった日の属する月の翌月の10日までに提出してください。

3　「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「個人番号又は法人番号」欄には、給与支払者（特別徴収義務者）の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第16項に規定する法人番号をいう。）を記載してください。なお、個人番号を記載する場合には、左側を１文字空けて記載してください。

4　「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「特別徴収義務者指定番号」欄には、届出書を提出する関係市町村長により指定された特別徴収義務者指定番号を記載してください。

5　「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「宛名番号」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された宛名番号を記載してください。

6　「給与所得者」欄中の「個人番号」欄には、給与所得者の個人番号を記載してください。

7　「給与所得者」欄中の「受給者番号」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された受給者番号を記載してください。

8　「異動後の住所」欄には、異動後の住所を記載してください。異動後の住所が不明なときは、給与の支払を受けなくなった当時の住所を記載してください。

9　「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄は、次の要領により記載してください。

(1)　給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、枠内に「１」と番号を記入するとともに、「１．特別徴収継続の場合」欄に必要事項を記載してください。

(2)　退職後令和８年５月31日までに支払われる給与又は退職手当等から未徴収税額を一括徴収する場合には、枠内に「２」と番号を記入するとともに「２．一括徴収の場合」欄に必要事項を記載してください。（注　令和８年１月１日から４月30日までの間に、退職等により給与の支払を受けなくなった場合には、本人から一括徴収の申出がなくとも必ず一括徴収しなければなりません。）

(3)　(1)又は(2)に該当しない場合には、枠内に「３」と番号を記入するとともに、「３．普通徴収の場合」欄に、その理由を同欄に掲げているものから選び、該当する番号を枠内に記入してください。（注　同欄に掲げている理由に該当しない場合は、新しい勤務先において特別徴収の継続の申出がある場合を除き、特別徴収義務者は、必ず一括徴収しなければなりません。）

10　「１．特別徴収継続の場合」欄中の「特別徴収義務者指定番号」欄には、届出書を提出する関係市町村長により指定された特別徴収義務者指定番号を記載してください。これまでに同市町村長から指定されたことがない場合にあっては、「新規」を○で囲んでください。

11　「１．特別徴収継続の場合」欄中の「納入書の要否」欄には、「特別徴収義務者指定番号」欄の「新規」を○で囲んだ場合にのみ記載してください。

12　「２．一括徴収の場合」欄中の「徴収予定月日」欄には、一括徴収の対象となる給与又は退職手当等の支給月日を記載してください。

13　※印の欄は、記載しないでください。

____年度　特別徴収切替届出（依頼）書

市町村使用欄	処理日	担当	確認	新規登録	担当	確認
	／			／		

____年____月____日

提出

（宛先）伊勢原市長　殿

給与支払者（特別徴収義務者）		
所在地（住所）	〒　　―	
フリガナ		
名称（氏名）		
代表者の職氏名		
法人番号		

特別徴収義務者指定番号 ※市町村ごとに異なります	新規
新規の場合、納入書	（要・不要）　市処理欄　／

担当者連絡先	
係	
氏名	
電話	―　　―

給与所得者				
フリガナ		旧姓	普通徴収切替期別	期別を○で囲んでください。 〔　1・2・3・4　〕期　以降を切替希望 ※ 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。
氏名				
生年月日	大正・昭和・平成・令和　　年　　月　　日		特別徴収開始予定月	月分（　　月　10　日納期分）から特別徴収を開始します。
1月1日現在の住所	〒　　―		届出理由	1. 入社　　2. その他（　　）
現在の住所	〒　　― ※ 同上であれば下記に丸をつけ、1月1日現在の住所と違う場合に記入してください。 同上		月割額の連絡	必要な場合のみ記入してください。 月　　日　までに通知書が必要 ※ 通知書が間に合わない場合のみ電話連絡します。

【 添付書類 】

1. 普通徴収の納付書（二重納付防止のため、残りの納付書（納期未到来分）を添付してください。）
   ※ すでに納付済みの分や口座振替の場合は不要です。

【 作成にあたっての注意事項 】

1. 給与支払者（特別徴収義務者）の欄は、漏れなく記入してください。
2. 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。本人が納めるように必ずお伝えください。
3. この申請に基づく特別徴収税額決定通知書は、当市での受付日の翌月10日前後に発送されます。**特別徴収開始月は、原則、通知書発送の翌月となります。**
4. 65歳以上の方については、年金所得にかかる税額を給与からの特別徴収に追加することはできません。
5. この届出書の提出は、課税年度の2月の最終開庁日（必着）までとなります。

特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

※ 変更があった場合は速やかに提出して下さい。

市町村使用欄	処理日	担当	関連情報	
			法人	軽自
			償却	その他
			固定	関連なし

＿＿年＿＿月＿＿日 提出 （宛先） 伊勢原市長 殿	給与支払者（特別徴収義務者）	所在地（住所）	〒 ― ※ 届出時点での所在地・名称を記入してください。	特別徴収義務者指定番号	※市町村ごとに異なります
		名称（氏名）		担当者連絡先 係	
		代表者の職氏名		氏名	
		法人番号		電話 ― ―	

◆ 誤読を避けるため、必ずフリガナを記入してください。

◆ 代表者のみの変更の場合は、提出不要です。

変更年月日	年 月 日

事項	変更前（旧） ※ 変更項目のみ記入してください。	変更後（新） ※ 変更項目のみ記入してください。
フリガナ		
所在地（送付先）	〒 ―	〒 ―
フリガナ		
名称		
電話番号	― ― （内線 ）	― ― （内線 ）

変更理由（該当番号に○）	
	1. 事務所等移転 2. 送付先変更 3. 社名（名称）変更 4. 法人成り 5. 個人事業化 6. 給与事務の統合【下欄を記入してください。】
	7. 合併による変更【下欄を記入してください。】 8. 分割による変更【下欄を記入してください。】 9. その他（ ）

統合・合併・分割後の指定番号

1. 指定番号を新規に取得する。
   ※ 別途、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。
2. 統合・合併・分割先の指定番号を使用する。
   ※ 別途、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。

指定番号		※市町村ごとに異なります

3. 旧特別徴収義務者の指定番号を継続使用する。

指定番号		※市町村ごとに異なります

統合・合併・分割される事業所

所在地	〒 ―
フリガナ	
名称	
電話番号	― ― （内線 ）
法人番号	
特別徴収義務者指定番号	※市町村ごとに異なります

第１号様式（第２条関係）

受付印

給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書

伊勢原市長 殿

年　　月　　日

地方税法第３２１条の５の２及び伊勢原市税条例第４３条の５の規定により、給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例について承認を受けたいので申請します。

所在地（住所）					
フリガナ					
名称（氏名）					
代表者の職氏名		電話番号	―　　―		
法人番号				担当者	（連絡先） （氏　名）
特別徴収義務者指定番号		※市町村ごとに異なります			

関与税理士署名	（連絡先）

特例の適用を受けようとする税額	年　　月以後　の特別徴収税額		
	月区分	給与支払人員	給与支払額
申請の日前６か月間の各月末の常時給与の支払を受ける者の人員及び各月の支払金額 ※賞与等の臨時の給与の金額を含む。 ※伊勢原市以外の全市町村を含む事業所全体の人員及び支払金額 ※臨時勤務者分がある場合は、常時給与の支払いを受ける者の分とは別にして２段書き（上段に記載）にしてください。	年　　月	（臨時　　人） 常時	（　　円） 円
	年　　月	（臨時　　人） 常時	（　　円） 円
	年　　月	（臨時　　人） 常時	（　　円） 円
	年　　月	（臨時　　人） 常時	（　　円） 円
	年　　月	（臨時　　人） 常時	（　　円） 円
	年　　月	（臨時　　人） 常時	（　　円） 円
伊勢原市に係る徴収金に滞納がある場合において、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由の詳細			
申請の日前１年以内に納期の特例の承認を取り消されたことの有無及び取消年月日	有　（　　年　　月　　日承認取消）　・　無		

第５号様式（第５条関係）

受付印

給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書

伊勢原市長　殿

年　　月　　日

伊勢原市税条例第４３条の７の規定により、給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いたため、届出します。

所在地（住所）					
フリガナ					
名称（氏名）					
代表者の職氏名		電話番号	－　　－		
法人番号				担当者	（連絡先） （氏　名）
特別徴収義務者指定番号		※市町村ごとに異なります			
理由	※該当する番号に○を付けてください。 １．　給与の支払を受ける者が常時１０人未満でなくなったため ２．　その他　（ 理由：　　）				

関与税理士署名	（連絡先）

【 注意事項 】

１．　届出者が個人である場合にはその住所及び氏名を、法人である場合には本店又は主たる事務所の所在地、名称、代表者氏名及び法人番号をそれぞれ記入してください。

２．　この届出書を提出した場合には、その提出した日の属する納期の特例の期間から納期の特例の承認の効力が失われることになります。

※　給与の支払を受ける者が常時１０人未満となったことにより、納期の特例の承認を受けようとする場合は、改めて申請が必要となります。

３．　この届出書を提出した場合には、提出日の属する月分以前に特別徴収した税額はその提出日の翌月の１０日までに納入し、その後に特別徴収した税額は通常の納期限に納入していただくことになります。

〔 例 〕　この届出書を提出した日が３月の場合の納期限

◎１２～２月分 ⇒ ４月10日まで　◎３月分 ⇒ ４月10日まで　◎４～５月分 ⇒ 翌月10日まで

個人住民税の特別徴収義務者（事業者）の皆様へ

必読

eLTAXにより通知される特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）には、個人番号が含まれております。
～行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、番号法）における注意事項について～

1　個人番号の利用目的について

市区町村から特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）により通知される納税義務者の個人番号は、特別徴収に係る事務に限り使用することができ、たとえ本人の同意があったとしても、それ以外の事務（社会保障など）には使用することはできません。

※　番号法第９条第４項

（前略）法令又は条例の規定により、別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者又は地方公共団体の長その他の執行機関による第一項又は第二項に規定する事務の処理に関して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務を行うものとされた者は、当該事務を行うために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

2　特別徴収義務者の個人番号の収集について

特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）により個人番号を取得した場合でも、特別徴収義務者は納税義務者の個人番号を収集する責務はなくなりませんので、本人から個人番号の収集ができていない従業員については、引き続き個人番号の収集に努めるようお願いいたします。

※　番号法第６条

個人番号及び法人番号を利用する事業者は、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体が個人番号及び法人番号の利用に関し実施する施策に協力するよう努めるものとする。

伊勢原市公式イメージキャラクター
クルリン